

2019年11月22日

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」に対する代表質問

立憲・国民・新緑風会・社民 齋藤 嘉隆

立憲・国民・新緑風会・社民の齋藤嘉隆です。ただいま趣旨説明を受けました「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」に対し、会派を代表して質問いたします。

まず冒頭「桜を見る会」に関連して伺います。

萩生田文部科学大臣、あなたは13日の衆議院文部科学委員会で、自身の後援会役員を「桜を見る会」に招待したのではないかと問われ、「私が主体的に呼ぶことは仕組み上できない」「自身の後援会幹事の中で、都道府県の団体の長をしている方にたまたま会った」旨の答弁をしています。しかし、その後、官邸や議員、役所などの推薦枠の存在が明らかになるなか、15日には「団体の長などを事務所が推薦していた。後々報告を受けていた」と当初と全く違う趣旨の答弁をしました。当初、偶然会ったかのようにおっしゃっていた後援会の役員かつ団体の長は、大臣が推薦された方ですね。13日の答弁は虚偽ではないですか。どうして虚偽答弁をされたのか理由をお伺いします。事実が発覚すると、今度は事務所や秘書がやったことで自分は後々報告を受けただけと言う。誰にでも分かる嘘はつかない方がいい。教育上極めてよろしくないと思います。あなたは道德教育の必要性を強調する文部科学省の大臣です。道德的観点からも大臣自身が招待者の推薦にかかわっていたことを潔く認めるべきだと思いますが、この点についての事実確認と、所感を伺います。

「桜を見る会」への官邸や自民党の推薦枠が明らかになりました。総理が約1000人、副総理、官房長官、副長官が約1000人、自民党が約6000人などというものです。大臣は2015年10月から2017年8月まで官房副長官を務められていました。大臣もしくは大臣の事務所では、2016年、2017年の「桜を見る会」に副長官枠を使って何人の推薦をしていたのですか。明確にお答え下さい。

総理は一昨日の本会議で、ホテルで行われた「桜を見る会」の前夜祭が自身の後援会主催であったことを認めた上で、「事務所にも後援会にも入金や出金がない」ことを政治資金収支報告書不記載の理由としました。萩生田大臣は、自民党幹事長代行を務められていた昨年の12月、後援会主催のバス旅行の代金の報告書不記載を指摘され、「参加者が個人で旅行

会社に参加費を払い、後援会の事業収入はなかったため記載しなかった」と今回の総理と同じ説明をされました。しかし、後に、記載の不備を認め、次年度から事業収入に記載する意向を示されたと報道されています。政治資金規正法上、どのような問題があったと認識され、方針を改められたのか、その認識をお伺いいたします。

この際、大学入試改革についてもお伺いします。先日の英語民間試験の中止は、あまたの課題があるにもかかわらず、具体的な対策を後回しにし、導入ありきで結論を急いだ文部科学省、そして政治主導で無理筋を押し通してきた一部の与党議員に大きな責任があります。多くの高校生、受験生に精神的負担や時間的負担をかけた責任について非を認めるべきです。検討過程のどこにどのような問題があったと考えているのかお聞きします。また、実施の延期ではなく、廃止も含めすべてをゼロベースで検討し直す。こういう認識でよいですか、大臣の答弁を求めます。

国語や数学の記述式問題について伺います。一部の採点をアルバイトがあたることへの根強い懸念にどう応えますか。次に「学力評価研究機構の数人が問題と正答例をテスト実施前に閲覧する」と報じられていますがそれは事実ですか。当然守秘義務があるものと思いますが漏洩しない保証はどう担保されていますか。どこで採点するのか、一同に採点するのか、複雑な採点基準のもと受験生が自己採点できるようにするための方策は何か。これらの課題についての対応策をお答え下さい。

私たち野党各会派は14日に共同で「記述式試験中止法案」を提出しました。萩生田大臣、「過ちては改むるに憚ること勿れ」です。高校生・受験生のためにも中止に向けた一刻も早い決断が必要です。記述式を中止するのか、しないのならその理由について大臣の見解を求めます。

それでは、「給特法改正案」について伺います。本改正案の柱は「業務量を適切に管理するために指針を策定し、月45時間、年360時間という上限ガイドラインにおける時間外勤務の上限の遵守を図る」、「忙しい時期の勤務時間を延長し、他の時期に休日をまとめて取りするための1年間の変形労働時間制を適用する」という2点です。いうまでもなく今回の給特法改正の趣旨は教員の働き方改革、多忙化解消です。しかし、この働き方改革、多忙化解消は教員の労働条件改善が唯一の目的ではありません。現在の学校には、かつての学校にあった「おおらかさ」と「ゆったりした時間の流れ」がありません。先生たちは常に時間に追われ、放課後の職員室は静かにパソコンに向かう先生方ばかりで、さながらネットカフェのようです。教員の多忙な状況を改善することは、子どもたちへのゆきとどいた教育を保障するための方策です。子どもたちの教育に直接費やす時間をいかに増やすか、こうした視点から改正案を吟味し、質問をしていきたいと思えます。

まず、時間外勤務の管理について伺います。文科省の最新の勤務実態調査をみると、月 80 時間のいわゆる過労死ラインを超えて時間外勤務を行っている教員は小学校で 3 割、中学校で 6 割、現場感覚で言えば実際はもっと多いように感じます。日本の公教育に対する支出は、2019 年版の経済協力開発機構 (OECD) の資料によれば、国内総生産 (GDP) 比で、小学校から大学までの教育機関に対する割合は日本が最下位でした。今年の 6 月に発表された TALIS (OECD 国際教員指導環境調査) をみると、日本の教員の勤務は国際的にみても異例、1 週間の仕事時間は小学校、中学校ともに参加国・地域の中で最長。一方で職能開発にかかる時間は小中とも最短でした。かけるコストの少なさは際立っているにもかかわらず、国際的な調査などでも高い評価を受けている日本の教育水準や対応の幅広さは、教員の時間外勤務を含む対応で支えられていると言っても過言ではありません。本法改正の前に、教職員定数増をはじめとした教育条件整備の充実こそすすめるべきです。教職員定数増等条件整備の必要性についての萩生田大臣の認識を伺います。

連合総研の調査では中学校教員の平均出勤時刻は 7 時 25 分、退勤時刻は 19 時 37 分、在校時間は 12 時間 12 分です。これが平均です。時間外勤務手当は支払われません。代わりに給料月額 4% が教職調整額として支給されています。1966 年の実態調査で月平均 8 時間が時間外勤務の平均時間として算出され、この水準が定められました。約 50 年前のことです。

給特法では教員には原則時間外の勤務が認められていません。災害時や行事への対応など超勤 4 項目のみ限定的に認められるものとなっています。そこで例を挙げて基本的なことをお伺いします。ある教員が所定の勤務時間終了後、当日実施した学年末テストの採点を 1 時間行った。その後、学校に進路相談に来た生徒と採点結果を基に進学先について 1 時間話し合いをした。この 2 時間は教員の勤務ですか、勤務でないとするとならぬですか、お答えください。

文科省は 1 月に定めた上限ガイドラインに関し、その運用について示した Q & A の問 1 のなかで、「『超勤 4 項目』以外の業務の時間については勤務時間管理の対象にならないという誤解が生じている」と記載しています。その一方で問 2 では、「校務であったとしても、使用者からの指示に基づかず、所定の勤務時間外に『超勤 4 項目』以外の業務を教師の自発的な判断により行った時間は『労働時間』に含まれない」とも記載しています。使用者からの指示に基づかない時間は「労働時間」でないのであれば、勤務時間管理の対象にはならないのではないですか。この二つの記載は両立しないと考えますが、見解を伺います。

正確な勤務状況の把握のためには、タイムカードなどによる勤務管理が不可欠です。変形労働に限らず、上限規制に関しても、確実な勤務時間管理が行われなければ何の意味もありません。現在、学校現場はどのような方法で勤務時間管理を行っているのか、方法ごとの割合はそれぞれの程度かお答え下さい。文科省の責任において、施行までにタイムカードなどの客観的な記録方法を用いての時間管理がすべての学校で行われるということによいか、この点についても答弁を求めます。

現在、公立学校の教員のみが給特法適用の対象となっています。私立学校の教員はもともと対象外、国立大学付属学校などの教員については、国立大学が法人化された 2004 年に、職務内容や勤務態様など何ら変わりがないなか、突然、給特法対象外となりました。公立学校の教員のみが給特法の適用対象であることの必然性は何ですか。大臣にお伺いします。

昨年 of 文教科科学委員会で、当時の柴山大臣は「2019 年度はまず業務を減らす。その上で在校等時間の上限を規定する。そして 1 年単位の変形労働時間制を導入する」旨の働き方改革実現へのスケジュールを示されました。2019 年度、答弁で言及されたように業務は減ったのでしょうか。「学校における働き方改革に関する文部科学省工程表」によると、本年 4 月から年の夏までに業務改善状況調査を実施し、夏以降に市区町村別に公表、とありますが、業務削減の状況や勤務実態はどうでしたか。結果の速報値はいつ発表されるのですか。なぜ本法案の審議に間に合うように公表しないのか、答弁を求めます。

業務が減らないまま、在校等時間等の上限を規定しても、持ち帰り仕事が増えるだけです。むしろ、教員の業務実態がみえなくなる恐れがあります。教員の健康管理の面からも、施行後の持ち帰り仕事の実態把握が不可欠だと考えますが、施行後、どのように把握する考えなのかを伺います。

1 年間の変形労働制についても伺います。変形労働は実労働時間の削減にはつながりません。民間のデータを見ると、1 年間の変形労働時間制を適用している企業ほど、総労働時間が長いという結果が出ています。文科省からは、業務が多い 4 月、6 月、10 月、11 月など年間 13 週の勤務時間を週あたり 3 時間程度延長し、計 39 時間分を 5 日間の休日として長期休業中にまとめ取りをすとの例示がされています。しかし、長期休業中には各種の法定研修や部活動指導、補習なども実施されており、これだけの休日を設定できるのか疑問です。現在、夏期休業中の年休取得日数は約 5 日間、これに加えて 5 日間、あるいはそれ以上の休日を設定するためには休業中の徹底的な業務削減が必要です。現状のままなら、年休取得日数が減少するだけになりかねず、実労働時間を増加させかねません。文科省としての具体的対応策を伺います。

今後、文科省が示す「指針」をもとに、各都道府県では条例の改正を行い、条例を踏まえ市町村で規則などの整備がすすめられます。最終的には各学校の年間計画をふまえ、学校ごとに年単位の変形労働の活用の有無や具体的内容が定められるものと理解しています。文科省は条例案イメージ的なものを示すのか、そこに含まれる内容としてどのようなものを想定しているのか、それは拘束力のあるものなのかお伺いいたします。

本改正では給特法の抜本の見直しとはなっていません。文科省は3年後の実態調査の実施を明言し、実態調査の結果をふまえ、法制的な枠組みの検討を行うとしています。幾多述べてきた給特法上の矛盾は、今回のような一部改正では解消することはできません。実態調査後に行う法制的な枠組みの検討とは、給特法の廃止や抜本の見直しを含むものと認識しています。この認識でよいですね。大臣、明確にお答え下さい。

最後に申し上げます。現在の教育現場の困難の多くは政治がもたらしたものです。学校には、教育改革、教育再生の名の下に次々と新たな課題が持ち込まれてきました。地域連携も、道徳教育も、早期英語教育も、プログラミング教育も、必要性を否定するつもりはありません。しかし、その多くが効果的な条件整備を伴わない業務追加となり、現場は疲弊し、子どもたちひとりひとりへのきめ細かな指導を困難にしてきました。今、本気で学校における働き方改革をすすめるなら、学校や教員が担う業務や役割を具体的にスクラップすべきです。例えば、全国的な教員不足の原因のひとつとなっている教員免許更新講習を廃止してはどうですか。悉皆型で行われている全国学力学習状況調査を抽出型にしてはどうですか、中学校の部活動は中体連等と議論し、構造的改革や廃止をはかってはどうですか。詰め込むばかりでなく、何かを思いきって切り離していく。これこそが業務改善の唯一の効果的な手立てです。何を省くべきか、最後に大臣の見解をお伺いし、質問を終わります。